

「研究の視座」

## 開かれた立案手続きによる税制改革

21世紀政策研究所 研究主幹

朝長英樹（企業税制研究所 代表理事）

我が国の税制には、二つの大きな課題が存在している。

一つは、制度内容を時代の変化を反映したものに改革するという課題であり、他の一つは、改革を開かれた手続きによって行うようにするという課題である。

先般、公表して広く意見を求めた「新たな事業体税制（法人税関係）のあり方」は、この我が国の税制が抱える二つの課題を抜本的に改めることを目指して進める取組みの一環と考えている。

法人税は、国の歳入確保のための極めて重要な手段であると同時に、会社法・企業会計に勝るとも劣らず、経済活動の極めて重要なインフラでもある。

会社法は、既に平成17年に、商法創設以来の大改革により、現代化を成し終え、企業会計も、企業会計原則の制定以来の大改革を終えつつあるが、これに対して、法人税には、解決された課題よりも、事業体税制をはじめとして、抜本改革を要する残された課題の方が多いという現実がある。

今後、着実に残された課題を解決し、我が国企業が活力のある経済活動を展開することができる土台を築き上げることが必要であり、それが今後の我が国経済を力強く発展させ、経済成長の道筋を確実なものとすることに繋がると考える。

ところで、今後は、法人税の抜本改革とともに、国税全般の通則を定める国税通則法の抜本改革も必要となると考えられる。

現行の国税通則法は、単なる国税の共通手続法という性格のものに止まっているが、本来は、「租税哲学」、「租税理論」を最も良く体現した法であるべきであり、国税に関する法の中で最も重視される法であっても、決しておかしくはない。

国税通則法をこのような本来のあるべき姿とするために、どのような改革が求められるのかということに関しては、現段階では確たる回答を持ち合わせてはいないが、国税通則法に納税者の権利保護と租税回避防止に関する規定とを設けることが何某かの「魂を入れる」改革となることは間違いない、と感ずるところである。

この納税者の権利保護と租税回避の防止は、すべての国税に共通する極めて重要な事柄であるにもかかわらず、我が国においては最も手薄な部分となっていると言っても、決して過言ではない。

今後の課題を更に具体的に述べるとすれば、法人税においては、今回の研究対象とした事業体はもとより、今回の研究対象から外れた信託・医療法人・特定目的会社・投資法人等の各種事業体に係る税制の抜本改革、外国法人課税・外国税額控除・移転価格税制・タックスヘイブン税制などの国際税制の抜本改革、中小法人税制の抜本改革などが優先度の高い課題となろう。

また、国税通則法においては、先に述べたとおり、納税者の権利保護と租税回避防止に関する規定とを設けることが重要な課題となると考えるが、国税通則法に納税者の権利をしっかりと保護するという規定を設けた上で、国税不服審判所を租税裁判所にするという目標の下に国税不服審判所制度の改革を行ったり、また、国税通則法に租税回避を許さないという規定を設けた上で、各個別税法において租税回避の具体的な例を明確にする等の改革を行うことが必要となると考える。

このような改革が、国会における立法の前過程で、民間において制度案及び法令案の公表と意見募集等を必須とする開かれた手続きによってなされ、そして国会で、真に実のある議論を行うことによって実現したならば、それは、自ずと、冒頭の二つの課題を解決するものとなり、更には、我が国の法改正の全般にわたる貴重な先例ともなるはずである。